

答 申

第1 審査会の結論

平成17年4月5日付けで愛媛県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が行った非公開決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人は、平成17年3月22日、愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、愛媛県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対し、「2005年3月22日付愛媛新聞4面の「県立学校教諭ら提訴」の記事中の教育長発言の中の報告の内容がわかるもの」（以下「本件請求対象公文書」という。）について公開の請求を行った。
- 2 条例の実施機関である教育委員会から公開請求に対する決定に係る権限を委任されている教育長は、平成17年4月5日付けで、「該当する公文書は作成しておらず、文書が存在しないため。」との理由を付し、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 本件処分の通知を受けた審査請求人は、これを不服として、平成17年4月28日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、教育委員会に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張する審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、教育長の非公開理由説明書に対する反論書及び意見書において主張する審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- 1 教育委員会には、提訴されたことを示す文書を受け取った場合の処理マニュアルがあるはずであり、それに基づいて作成された文書の公開を求める。
- 2 教育長の理由説明書によると、教育長は口頭で説明を受け、その場で了解したとされているが、文書を受け取った職員が直接教育長に伝えない限りこのような対応にはならず、論理的にも道義的にも納得できない。

- (1) 論理的にというのは、文書を受け取った窓口にあたる職員が、直接教育長に伝えるのでは、その情報は係長・課長補佐・課長・部長・次長などを經由しない情報となり、以後の部局内で意思疎通が阻害されるので、そのような処理の手法はありえず、このような場合には何らかの文書が作られ、各段の過程を経て教育長に報告されたとしか考えられない。
- 行政組織では、「判こ行政」などと揶揄されることもある文書回覧マニュアルが制度的に取り入れられているはずである。
- (2) 道義的にというのは、教育委員会委員や教育長は、「教育に携わる現職教員の心情」などは、辞を低くしてでもその思いを聞こうとする姿勢こそが求められているはずであり、原告教員がどのような状況下で、どんな心情を訴えたのかを確かめるべきであるが、教育長は、初めての現職教員の提訴であるにもかかわらず、その訴えを読むことはおろか、内容を確かめることもせず「すでに係争中の訴訟とほぼ同内容のもの」と一蹴したとしているが、これは許されるはずのないことである。
- 3 以上のように、「文書は作成されていないので存在せず口頭で聞いただけ」というのは仕組みから考えても、教育委員会や教育長の職責上も許されない点からして、報告文書の不存在はありえない。

第4 教育長の非公開理由

教育長が行った非公開決定の理由は、おおむね次のとおりである。

- 1 平成17年3月22日付け愛媛新聞の記事にいう「報告」の経緯は、訴状送達の時点で、訴訟が提起された旨を担当者から教育長に行ったものであるが、文書は作成せず、口頭で、「教員から訴訟が提起されたが、すでに係属中の訴訟とほぼ同内容のものであるので、同様に対応する」旨の報告を行い、その場で教育長が了解したものである。
- よって、審査請求人からの公文書公開請求に対しては、該当する公文書が存在することから、平成17年4月5日付けで非公開決定処分を行ったものである。
- 2 担当者は、訴状の送達を受けて速やかに、口頭で係長・課長補佐・課長・次長に報告するとともに、教育長にも報告をしたものであるが、担当者から上司への報告については、必ずしも文書を伴った形を採るとは限らず、ましてや、本件のように訴状が送達され、司法の判断を求めて提訴された

ものは、その時点で行政庁としての裁量や判断の余地はなく、その後の訴訟追行の中で適正な法律解釈に基づいた対応をすべきものである。

第5 審査会の結論の理由

1 基本的な考え方について

審査会は、公文書公開請求に係る公開決定等の妥当性を審査することをその目的としていることから、審査会としては、本来、本件請求対象公文書の存否の認定のみで足りると考えられる。

しかしながら、審査請求人は、現職教員からの提訴について、教育長は口頭で説明を受け、その場で了解したとしているが、文書を受け取った職員が直接教育長に伝えない限りこのような対応にはならず、論理的にも道義的にも報告文書を作成していないことが納得できない旨主張しており、本件請求対象公文書の存否だけでなく、教育長への報告文書の作成の必要性についても言及していると認められるので、当審査会では、本件請求対象公文書が作成されていないことに合理的な理由があるかどうかについても検討を行った。

2 新聞記事中の教育長発言について

(1) 平成17年3月22日付け愛媛新聞第4面の「県立校教諭ら提訴」という記事の中で、現職教員の提訴について、教育長は「特にどうこう言うことはない。報告は受けているが、中身を詳しく聞いておらず、コメントすることはない。こちらの言い分は裁判の中で主張していく」と話した、と掲載されている。

(2) 上記(1)の新聞記事に関して、次のような経緯が認められた。

ア 平成16年12月28日、現職教員等が平成14年度使用教科書の採択無効確認及び採択取消し・損害賠償を求める3件の訴訟(教科書採択無効確認請求訴訟(平成17年(行ウ)第1号)、教科書採択取消し・損害賠償請求訴訟(平成17年(行ウ)第2号)、教科書採択取消し・損害賠償請求訴訟(平成17年(行ウ)第3号))を松山地方裁判所に提起した。

イ 教育委員会は、裁判所からの本件教科書採択訴訟の訴状及び呼出状(以下「訴状等」という。)を平成17年2月28日に受理し、同日、訴訟

担当職員が訴状等を携行して訴訟が提起された旨教育長まで報告を行った。

ウ 平成17年3月21日、教育長が本件教科書採択訴訟について愛媛新聞から取材を受けた。

3 本件請求対象公文書の特定について

本件教科書採択訴訟の提起について教育長へ報告する際に訴訟担当職員が携行した訴状等は、審査請求人が、教育委員会には、提訴されたことを示す文書を受け取った場合の処理マニュアルがあるはずであり、それに基づいて作成された文書の公開を求める旨の主張を行っていることから、本件請求対象公文書には該当しないと認められる。

なお、審査請求人は、審査請求書提出後の平成17年7月4日に別途公文書公開請求を行って、後日、当該訴状等の公開を受けている。

したがって、本件請求対象公文書は、教育委員会が訴状等を受理した後、教育長に対する取材が行われるまでの間に、本件教科書採択訴訟の提起について教育長まで報告を行うに当たって、教育委員会の職員（以下「職員」という。）が作成した公文書であると認められる。

4 本件請求対象公文書の存否について

(1) 教育長は、本件請求対象公文書は作成しておらず、存在しないと主張しているため、平成17年9月22日に当審査会会長が教育委員会に赴き、本件教科書採択訴訟に係る関係書類の調査を行った結果、平成17年4月以降に、訴訟代理人・指定代理人の選任や答弁書の検討等の本件教科書採択訴訟に関する文書を、初めて作成していたことが確認され、本件請求対象公文書は存在していないことが認められた。

(2) また、過去の同様の教科書採択関係訴訟3件（教科書採択無効確認請求訴訟（平成14年（行ウ）第1号）、教科書採択取消し・損害賠償請求訴訟（平成14年（行ウ）第11号）、教科書採択取消し・損害賠償請求訴訟（平成15年（行ウ）第8号）。以下「過去の教科書採択訴訟」という。）についても関係書類の調査を行ったが、本件請求対象公文書に相当する教育長への報告文書は存在していないことが認められた。

(3) なお、教科書採択関係以外の訴訟について調査した結果、訴訟内容を

要約し教育長まで報告した文書（叙勲推薦等請求訴訟関係文書）の存在が認められたが、当該案件については、突然の提訴であるため、文書を作成して教育長まで報告する必要性が生じたとの職員からの説明があり、訴訟に至る経緯や内容によっては、報告文書が作成されていることが認められた。

5 本件請求対象公文書不作成の合理性について

前記1で述べたとおり、審査請求人の主張は、本件請求対象公文書の存否にとどまらず、報告文書作成の必要性をも問うものであることから、当審査会では、本件請求対象公文書が作成されていないことに合理的な理由があるかどうかについても検討を行った。

(1) 報告文書の作成義務について

ア 審査請求人は、論理的観点から、文書を受け取った窓口にあたる職員が、直接教育長に伝えるのでは、その情報は係長・課長補佐・課長・部長・次長などを経由しない情報となり、以後の部局内で意思疎通が阻害されるので、そのような処理の手法はありえず、このような場合には何らかの文書が作られ、各段の過程を経て教育長に報告されたとししか考えられない、また、行政組織では、「判こ行政」などと揶揄されることもある文書回覧マニュアルが制度的に取り入れられているはずである旨主張する。

イ しかしながら、一般的に、行政組織において、文書を作成しては報告の時機を逸するような場合に、口頭により報告を行うことは十分考えられるところである。本件のような教科書採択に係る提訴についても、すぐに報道機関から取材されることが多く、迅速に上司に報告を行う必要があることから、教育委員会では、原則として、訴訟担当職員が訴状の大要を理解した上で、訴状等を携行し、口頭により係長・課長補佐・課長・次長に報告するとともに、教育長にも報告を行っていることが認められた。

ウ また、審査請求人が主張する文書回覧マニュアルに相当するものとしては、文書事務に関して必要な事項を定めた愛媛県教育委員会文書管理規程（平成4年愛媛県教育長訓第2号）が該当すると認められるが、同規程には、第18条において、「重要又は異例の文書については、

直ちに上司の閲覧に供し、その処理について指揮を受けなければならない。」と規定されているものの、報告文書の作成を義務付ける規定はなく、本件についても、教育長から「訴訟内容の要約等をまとめた報告文書を作成し、おって報告せよ」といった特段の指揮はなかったことが認められた。

(2) 報告文書を作成しなかった理由について

ア 審査請求人は、教育長は提訴されて数ヶ月が経過するのに、その概要を少しも把握しないまま放っていた旨言及している。

イ この点について、職員に面接して調査したところ、本件教科書採択訴訟は過去の教科書採択訴訟とほぼ同内容であったため、訴訟担当職員は、同様に対応したい旨を教育長に報告したが、教育長は過去の教科書採択訴訟の概要を十分把握しており、改めて訴訟内容の要約等の報告文書を作成する必要はなかったこと、また裁判所への答弁書の提出期限が平成17年4月20日となっており、若干の時間的余裕があることから、応訴に必要な書類の作成は、同年3月21日の取材以降の4月となったことの説明があった。

ウ このため、当審査会において、関係書類を調査・比較したところ、過去の教科書採択訴訟と本件教科書採択訴訟の請求の趣旨及び請求の理由はほぼ同内容のものであり、過去の教科書採択訴訟に関する文書を教育長が決裁していること、及び教育委員会は平成17年4月以降に訴訟代理人・指定代理人の選任や答弁書の検討等の本件教科書採択訴訟に関する文書を、初めて作成していたことが確認され、また、上記イの職員の説明にも不合理な点は認められなかった。

(3) 検討結果

前記のとおり、教育委員会では、訴訟が提起された場合の教育長への報告文書の作成は義務付けられておらず、教育委員会の裁量に委ねられているものと認められる。また、報告文書を作成しなかったことについての職員の説明にも何ら不合理な点はなく、本件教科書採択訴訟の提起に際しての教育長への報告に当たり、迅速な処理の必要性を考慮すれば、職員が本件請求対象公文書を作成していないとしても不合理ということとはできない。

6 まとめ

以上述べたとおり、教育委員会に対する調査の結果、本件請求対象公文書の存在は認められないことから、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

なお、本件教科書採択訴訟の提起に関する教育長への報告については、前記5で述べたとおり、文書を作成していないことが不合理ということはいできない。

7 その他

公文書非公開決定通知書の「公開をしない理由」欄には、本来、当該決定に際して必要かつ十分な理由を記載すべきである。

本件処分における決定通知書では、「該当する公文書は作成しておらず、文書が存在しないため。」としか記載されていないが、教育長は、単に「文書不作成による不existence」との理由だけでなく、迅速な処理の必要性の観点から口頭による報告を行ったものである等、文書を作成していない具体的な理由の提示が可能であったものと考えられる。

教育長においては、理由付記の制度が、条例の実施機関の説明責任や判断の合理性を担保するとともに、処分の理由を請求者に提示して不服申立てに便宜を与える趣旨で設けられていることを踏まえ、今後、同様の判断をする場合には、公開をしない理由が公文書非公開決定通知書の記載自体から知り得るよう適切に対応することが望まれる。

第6 審査会の経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

| 年月日 | 処理内容 |
|----------------------|--|
| 17.5.18 | 諮問 |
| 17.5.20 | 教育長に非公開理由説明書の提出を依頼 |
| 17.6.20 | 教育長から非公開理由説明書を受理 |
| 17.6.23 | 審査請求人に教育長からの非公開理由説明書を送付し、 反論書の提出を依頼 |
| 17.7.4 | 審査請求人から反論書を受理 |
| 17.7.6 | 教育長に反論書を送付 |
| 17.7.26 | 教育長から意見書を受理 |
| 17.8.3 | 審査請求人に教育長からの意見書を送付 |
| 17.8.12 | 審査請求人から意見書を受理 |
| 17.8.16 | 教育長に審査請求人からの意見書を送付 |
| 17.8.25 (第2回審査会) | 審議 |
| 17.9.22 | 公文書の存否に係る調査 |
| 17.10.14 (第3回審査会) | 審議 |
| 17.11.14 (第4回審査会) | 審議 |

(参 考)

答申に関与した委員（五十音順）

| 氏 名 | 現 職 | 備 考 |
|-------|----------------------|-----|
| 客野 久子 | えひめDV被害者サポートコーディネーター | |
| 桐木 陽子 | 松山東雲短期大学助教授 | |
| 妹尾 克敏 | 松山大学法学部教授 | |
| 本田 博利 | 愛媛大学法文学部教授 | 会 長 |